

社会福祉法人 まなの会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まなの会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
但し、グループ法人に在籍し連絡手段等問わず即座に指示相談等対応できる体制が構築されている場合を含む。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の役員及び評議員については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1に定める範囲内で、評議員会において決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 4 第1項及び第2項に定める報酬の支給額は、各年度の総額が15,000千円を超えない範囲とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、賃金規則第3条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、交通費を支給する。

- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、旅費規程に基づいて、実費相当額を支給する。
- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、賃金規則第4条第4項の定めにより日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次の通り端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月25日から施行する。

一部改定し、令和2年4月1日から施行する。

一部改定し、令和6年5月1日から施行する。

別表1 常勤の理事の報酬（第4条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額1,000,000円 以下
理事	月額 260,000円 以下

別表2 非常勤の役員の報酬等（第4条関係）

(1) 理事

	日額（税額控除後）
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監事

	日額（税額控除後）
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査等への出席	30,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表3 評議員の報酬等（第4条関係）

	日額（税額控除後）
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円